

## 有限責任中間法人 日本看護科学学会定款施行細則(案)

- 第1条 この施行細則は、有限責任中間法人日本看護科学学会（以下、「本会」という）定款第57条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。
- 第2条 本会の正会員の会費は、年額10,000円とする。
- 2 本会の賛助会員の会費は、年額1口50,000円とする。
- 第3条 定款第26条の理事は、社員の中から選出された11名の理事と、理事長が社員又は会員の中から指名した4名以内の指名理事とする。  
但し、指名理事は、社員総会で承認を得るものとする。
- 第4条 学術集会企画委員会は、次の事項を審議する。
- 学術集会の形式  
演題の選定及び座長の選出  
その他学術集会の運営に関すること
- 2 学術集会企画委員会は、次の委員をもって組織する。
- 学術集会会長  
理事 2名  
評議員 2名  
学術集会会長が必要と認めた正会員
- 3 学術集会企画委員会の委員長は、学術集会会長とする。
- 4 第2項第2号から第4号の委員の任期は1年として再任を妨げない。
- 5 学術集会の会計は一般事業活動に関する会計と区分して表示する。
- 第5条 学会誌の編集及び発行を行うために、和文誌編集委員会、英文誌編集委員会を置く。
- 2 和文誌編集委員会及び英文誌編集委員会は、理事会で選出された次の委員をもって各々組織する。
- 理事 2名  
評議員 2名  
正会員 若干名
- 3 和文誌編集委員長及び英文誌編集委員長は各編集委員会において理事の中から選出する。
- 4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 5 英文誌編集委員会は編集長をおくことができる。編集長は英文誌の編集に秀でた者とする。編集長の任期は2年とし再任を妨げない。
- 6 和文誌編集委員会は専任査読委員をおくことができる。専任査読委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 第6条 授賞論文の選考にあたり、論文選考委員会を置く。
- 2 選考委員会は、和文誌編集委員長、英文誌編集委員長の他、理事会で選出された次の委員をもって組織する。
- 理事 1名以上

評議員 2名以上

- 3 委員長は論文選考委員会において理事の中から選出する。
- 4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第7条 本会の会員管理及び事務所運営を円滑に行うために総務委員会を置く。

- 2 総務委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。

理事 2名

評議員 1名

- 3 委員長は総務委員会において理事の中から選出する。
- 4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第8条 定款第48条に基づき設置された各委員会は、理事会で選出された委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、各委員会において理事の中から選出する。
- 3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第9条 社員総会、学会総会の議事録には次の事項を記載しなければならない。

開催の日時・場所

社員又は正会員の総数及び出席社員数又は出席会員数（定款第24条又は定款第45条による場合はそれを付記する）

審議事項及び議決事項

議事の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選出に関する事項

- 2 議事録はすみやかに学会誌並びにインターネットのウェブサイトに掲載しなければならない。

第10条 施行細則改正は社員総会で行う。ただし第2条及び第3条は学会総会の承認を必要とする。